

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和5年8月1日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2300025 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 2300004 号

第1 結論

平成元年1月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 39 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年1月

私は、昭和 63 年 12 月にそれまで勤務していた事業所を退職した後、平成元年 2 月から次の事業所に勤務し、同年 3 月又は同年 4 月頃に請求期間の国民年金保険料を A 社会保険事務所(当時)の窓口で納付したが、国の記録では請求期間が国民年金保険料の未納期間となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金被保険者資格を取得した日は、当初、昭和 63 年 12 月 31 日となっており、当該資格取得日の処理年月日は、請求者が平成 4 年 9 月 16 日に国民年金第 3 号被保険者資格を取得した処理年月日と同日の同月 30 日であることが確認できる上、当初の国民年金被保険者資格取得年月日である昭和 63 年 12 月 31 日から、その後昭和 64 年 1 月 1 日に訂正されていることが確認できる。

したがって、請求者の国民年金の加入手続は平成 4 年 9 月に行われ、昭和 63 年 12 月 31 日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認でき、当該加入手続が行われたと推認できる時点において、請求期間の国民年金保険料は、制度上、徴収する権利が時効により消滅していることから納付することはできない。

一方、上記国民年金の加入手続により払い出された国民年金手帳記号番号(*)とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性も考えられることから、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより、請求者の旧姓を含む氏名及び類似する読み方で氏名検索を行った結果、請求者に対して別

の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号を管理していた資料によると、払出年月日が昭和62年12月9日以降については氏名の記載がないものの、請求期間当時、A社会保険事務所からB市に対して払い出された国民年金手帳記号番号が確認できることから、昭和63年8月1日から平成元年6月21日までの期間に同市に払い出された国民年金手帳記号番号について、社会保険オンラインシステムにより国民年金被保険者資格を取得した者の氏名を確認したが、請求者の氏名は見当たらず、請求者の国民年金手帳記号番号（基礎年金番号）である＊には、払出年月日が平成4年5月20日、氏名欄には、前述のオンライン記録により確認できる最初の国民年金被保険者資格取得年月日の処理年月日と同日の「4.9.30」と押印されていることが確認できる。

さらに、請求者は、平成元年3月又は同年4月頃にA社会保険事務所において請求期間に係る国民年金保険料を現金で納付した旨陳述しているが、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする時期において、現年度保険料の収納事務は、市区町村が行っており、制度上、社会保険事務所では請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできないことから、請求者の陳述は請求期間当時の国民年金保険料の納付方法と符合しない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

(別添)

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2300026 号

厚生局事案番号 : 東北(脱)第 2300001 号

第1 結論

昭和 35 年 11 月 22 日から昭和 39 年 3 月 2 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 35 年 11 月 22 日から昭和 39 年 3 月 2 日まで

私は、請求期間にA社で正社員のB職種として勤務していたが、脱退手当金が支給されたとして、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。私は、脱退手当金を受け取った覚えはないので調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿における請求者の氏名は、昭和 40 年 6 月 11 日に訂正されており、請求期間の脱退手当金が同年 11 月 2 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名訂正が行われたと考えるのが自然である。

また、上記事業所別被保険者名簿における請求者の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。